

## ハツラツかりやっ子育成支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域社会を基盤とした多様な活動の機会を提供し、家庭や学校及び地域が一体となって、ハツラツとした子どもを育む環境づくりを推進するため、地域社会における青少年健全育成に大きな効果が得られる先駆的な活動、青少年が主体となって運営する事業等を実施する地域の非営利団体に対し交付するハツラツかりやっ子育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 青少年健全育成活動を目的として、責任体制を明確にできる団体であること。ただし、補助金を活用して実施する事業が青少年健全育成にとって有効なものである場合は、この限りでない。
- (2) 5名以上の会員によって構成されている市内の活動団体であること。
- (3) 事業を実施する年度の前年度から過去5年間で3回以上補助金を受けていないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 団体の構成員だけでなく広く市民の参加を呼び掛けるもの
- (2) 当該年度の6月10日から翌年2月末日までに実施し、及び終了するもの
- (3) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 青少年を対象とする自然体験、ボランティア活動、職場体験等、青少年の社会参加・体験交流を促進する事業
  - イ 青少年と地域の人とのふれあい、異世代交流を促進する事業
  - ウ 青少年が主体となって企画、運営する事業
  - エ 地域の連携強化や青少年育成推進などの面において、創意工夫が認められる事業

オ その他青少年健全育成に大きな効果が得られる活動で、市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした事業
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
  - (3) 事業の主たる効果が市外で生じる事業
  - (4) その他市長が適当でないとする事業
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市又は他の地方公共団体から交付を受け、又は受ける予定のある補助金等に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の団体について1年度につき1回までとする。

(応募方法)

第6条 補助対象事業の決定を受けようとする団体は、5月1日から5月31日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)までにハツラツかりやっ子育成支援事業提案書(以下「提案書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予算に残がある場合は、6月以後であっても、随時応募を受け付けることができるものとする。この場合において、補助対象事業の決定を受けようとする団体は、事業を実施する1か月前までに提案書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の決定)

第7条 市長は、提案書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象事業決定通知書により当該提案書を提出した団体に通知するものとする。

2 前項の規定による補助対象事業の決定は、1年度につき3件までとする。ただし、予算に残がある場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 前条第1項の補助対象事業の決定を受けた団体（以下「補助決定団体」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（提案書から内容に変更がある場合に限る。）

(2) 予算書（提案書から内容に変更がある場合に限る。）

(変更申請)

第9条 補助決定団体は、事業の計画等の変更により、前条の交付の申請の額に変更が生じた場合は、速やかに補助金等変更交付申請書に決算見込書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定団体は、補助対象事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ハツラツかりやっ子育成支援事業実施結果報告書

(2) ハツラツかりやっ子育成支援事業決算書

(3) 実施状況写真等

2 補助決定団体は、規則第11条第2項の規定による補助金の前渡しを受けたときは、事業費の確定により生じた補助金の超過分を事業実施年度内（出納整理期間含む。）に精算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(ハツラツかりやっ子育成支援事業補助金要領の廃止)

3 ハツラツかりやっ子育成支援事業補助金要領は、廃止する。

別表（第5条関係）

区分	主なもの
報償費	講師謝礼等。ただし、賞品、参加賞等を除く。
旅費	交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食料費（事業に不可欠なものに限る。ただし、弁当などの調理済み食品、菓子、果物等を除く。）
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場等の使用料及び機材等の借上料
備品購入費	備品の購入費。ただし、補助対象経費の2分の1を超えない範囲とし、テレビ、パソコン、デジカメ、プリンター等を除く。
その他の経費	その他市長が必要と認める経費